

令和6年第1回神奈川県議会定例会

提出議案説明附属資料

(2月13日提案分)

企業庁

目 次

1	神奈川県営上水道条例 新旧対照表	----- 1
---	------------------	---------

1 神奈川県県営上水道条例（昭和29年神奈川県条例第11号）新旧対照表

新				旧			
(給水目的の種類) 第4条 給水目的の種類は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>公衆浴場用</u> 公衆浴場(温泉、 <u>蒸し風呂</u> その他の特殊な公衆浴場を除く。) <u>の用に供するもの</u> (4)・(5) (略)				(給水目的の種類) 第4条 給水目的の種類は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) <u>浴場用</u> 公衆浴場(温泉、 <u>むし風呂</u> その他の特殊な公衆浴場を除く。) <u>及びプール(学校の施設として設けられたものに限る。)</u> の用に供するもの (4)・(5) (略)			
(水道料金) 第37条 水道料金は、 <u>1か月</u> につき次の表により計算して得た額とその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条第1号の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)との合計額とする。ただし、消費税が免除されることとなる給水に係る水道料金は、次の表により計算して得た額とする。				(水道料金) 第37条 水道料金は、 <u>1箇月</u> につき次の表により計算して得た額とその額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条第1号の税率と当該税率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消費税率等」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)との合計額とする。ただし、消費税が免除されることとなる給水に係る水道料金は、次の表により計算して得た額とする。			
専用給水装置の給水目的の区分	量水器の区分	料金の種別		料金の種別	基本料金	従量料金	
		基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)			基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)
口径 25ミ	4立方	4立方メートルを超え		家事用	710円	8立方メートルを超え15立方メートル以下の分	
		8立方メートル以下の分				15立方メートルを超え20立方メートル以下の分	
		8立方メートルを超え15立方メートル以下の分				20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	
		15立方メートルを超え20立方メートル以下の分				30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	
		15立方メートルを超え20立方メートル以下の分					
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分					
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分					
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分					
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分					
		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分					
20立方メートルを超え30立方メートル以下の分							

		新	旧
家事 用 業務 用 一時 用		ルを超え	円
		50立方メートル以下の分	
		50立方メートルを超え	310
		100立方メートル以下の分	円
		100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338
		300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366
			円
			463
			円
			(家事用業務用一時用)
			1,000立方メートルを超えるにあ
			分
			つて
			は、
	366		
	円)		
口径 40ミ リメ ートル	30立方 メートル以下 の分 6,000円	30立方メートルを超え	285
		50立方メートル以下の分	円
		50立方メートルを超え	310
		100立方メートル以下の分	円
		100立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338
		300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366
			円
			463
			円
			(家事用業務用一時用)
			1,000立方メートルを超えるにあ
			分
			つて
			は、
	366		
	円)		

新			旧	
			トルを超える事用 分 にあ つて は、 366 円)	
口径 50ミ リメ ートル	50立方 メートル 以下の分	11,500 円	50立方メー トルを超え100立 方メートル以 下の分	310 円
			100立方メー トルを超え300立 方メートル以 下の分	338 円
			300立方メー トルを超え1,000 立方メートル 以下の分	366 円
				463 円 (家 1,000立方メー トルを超える 分 にあ つて は、 366 円)
口径 75ミ リメ ートル	100立 方メー トル以 下の分	27,010 円	100立方メー トルを超え300立 方メートル以 下の分	338 円
			300立方メー トルを超え1,000 立方メートル 以下の分	366 円
				463 円 (家 1,000立方メー トルを超える 分 にあ つて は、 366 円)

新			旧
			円)
		150立方メートルを超え300立方メートル以下の分	338 円
		300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366 円
口径	150立		463
100	方メー	45,030	円
ミリ	トル以	円	(家
メー	下の分		1,000立方メー 事用
トル			トルを超えるにあ
			分
			つて
			は、
			366
			円)
		350立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366 円
口径	350立		463
150	方メー	119,100	円
ミリ	トル以	円	(家
メー	下の分		1,000立方メー 事用
トル			トルを超えるにあ
			分
			つて
			は、
			366
			円)
		500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	366 円
口径	500立		463
200	方メー	195,460	円
ミリ	トル以	円	(家
メー	下の分		1,000立方メー 事用
トル			トルを超えるにあ
			分
			つて
			は、
			366

新				旧			
			円)				
			800立方メート ルを超え1,000 立方メートル 以下の分			366 円	
	口径 250 ミリ メー トル	800立 方メー トル以 下の分	315,640 円			463 円 (家 事用 にあ つて は、 366 円)	
	口径 300 ミリ メー トル	1,200 立方メ ートル 以下の 分	489,000 円			463 円 (家 事用 にあ つて は、 366 円)	
公衆 浴場 用	口径 300 ミリ メー トル 以下	4立方 メートル 以下 の分	890円			4立方メート ルを超え8立 方メートル以 下の分 8立方メート ルを超える分	20円 57円
2	(略)	(水道料金の特例) 第39条 第37条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の基本料金は、同項に定める基本料金の額にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1) 使用期間が15日以下で使用水量が基本水量(第37条第1項に定める各基本料金に係る使用水量の最大値をいう。以下同じ。)の2分の1以下のとき。 0.5 (2) 量水器の点検を隔月に行う場合において、使用期間が1か月を超え45日以下で使用水量が基本水量の2分の3以下のとき。 1.5		2	(略)	(水道料金の特例) 第39条 第37条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の基本料金は、同項に定める基本料金の額にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 (1) 使用期間が15日以下で使用水量が4立方メートル以下のとき。 0.5 (2) 量水器の点検を隔月に行なう場合において、使用期間が1箇月をこえ45日以下で使用水量が12立方メートル以下のとき。 1.5	

新	旧
<p>(3) 量水器の点検を隔月に行う場合において、使用期間が45日を<u>超える</u>とき又は使用期間が<u>1か月</u>を超え45日以下で使用水量が<u>基本水量の2分の3</u>を超えるとき。 2</p> <p>(水道料金算出基準の変更)</p> <p>第43条 水道料金の算出基準となる月の途中において給水目的の種類又は量水器の口径の変更があつたときの水道料金は、その使用日数の多い料率により徴収する。この場合、使用日数が等しいときは、<u>新しい</u>料率により徴収する。</p>	<p>(3) 量水器の点検を隔月に行なう場合において、使用期間が45日を<u>こえる</u>とき又は使用期間が<u>1箇月</u>をこえ45日以下で使用水量が<u>12立方メートル</u>をこえるとき。 2</p> <p>(水道料金算出基準の変更)</p> <p>第43条 水道料金の算出基準となる月の途中において給水目的の種類_____の変更があつたときの水道料金は、その使用日数の多い料率により徴収する。この場合、使用日数が等しいときは、<u>新らしい</u>料率により徴収する。</p>